

八王子市優良工事施工者顕彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市が発注する工事のうち、施工成績が特に優良な工事を選定し、当該工事を施工した者（以下「施工者」という。）を顕彰することにより、施工者の施工意欲を喚起し、もって公共事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(顕彰対象)

第2条 施工成績が優良な工事（八王子市工事成績評定取扱要領（平成7年8月31日決裁）により予定価格1000万円以上の工事で総評定点が86点以上の工事をいう。以下「優良工事」という。）のうち、第3条2項の規定により選考委員会が顕彰の適否の決定をした優良な工事の施工者を顕彰する。

(優良工事施工者顕彰選考委員会)

第3条 顕彰の適切な実施を図るため、八王子市優良工事施工者顕彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、第5条の規定により推薦のあった優良工事のうち、特に優良な工事を選考し、当該工事の施工者の顕彰の適否を決定する。

3 選考委員会は、財務部に関する事務を所管する副市長、財務部長、行財政改革部長、総務部長、資源循環部長、水循環部長、まちなみ整備部長、道路交通部長、学校教育部長及び委員長の指名する者をもって組織する。

4 委員長は副市長、副委員長は財務部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 選考委員会が第2項の決定をしたときは、その結果を市長に報告する。

(顕彰の方法等)

第4条 顕彰は、市長が行い、顕彰状を授与する。

2 市長は、前項の規定による顕彰を行ったときは、これを公表する。

3 顕彰は、6月、10月、2月に行う。

(顕彰の手続)

第5条 工事担当所管課長は、優良工事のうち、この要綱の規定により顕彰に値すると認められる工事の施工者があるときは、選考委員会へ推薦する。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は財務部検査課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度に施行する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。